増刊号 平成24年6月15日

ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】

NEWS 飯舘村の計画的避難区域の見直しについて ～原子力災害対策本部決定～（6月15日）

政府原子力災害対策本部は６月１５日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域について、「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、飯舘村について、計画的避難区域の見直しを決定しました。

区域の見直しは行政区単位で行い、具体的には次の通りです。

見直し後の区域	行　政　区
避難指示解除準備区域	八木沢・芦原行政区　大倉行政区 佐須行政区　二枚橋・須萱行政区
居住制限区域	草野行政区　深谷行政区　伊丹沢行政区 関沢行政区　小宮行政区　宮内行政区 飯樋町行政区　前田・八和木行政区 大久保・外内行政区　上飯樋行政区 比曽行政区　蕨平行政区 関根・松塚行政区　臼石行政区 前田行政区
帰還困難区域	長泥行政区

（参考：新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理）

■ 避難指示解除準備区域
- 年間積算線量が２０ミリシーベルト以下の地域
- 通過交通や住民の一時帰宅、事業再開等が可能（宿泊は禁止）

■ 居住制限区域
- 年間積算線量が２０ミリシーベルトを超えるおそれのある地域
- 通過交通や住民の一時帰宅、インフラ復旧等のための立入りが可能だが不要不急の立ち入りは控える

■ 帰還困難区域
- 現時点で年間積算線量が５０ミリシーベルト超の地域
- 避難の徹底を求める一方、可能な限り住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施

警戒区域と避難指示区域の概念図
平成２４年６月１５日現在

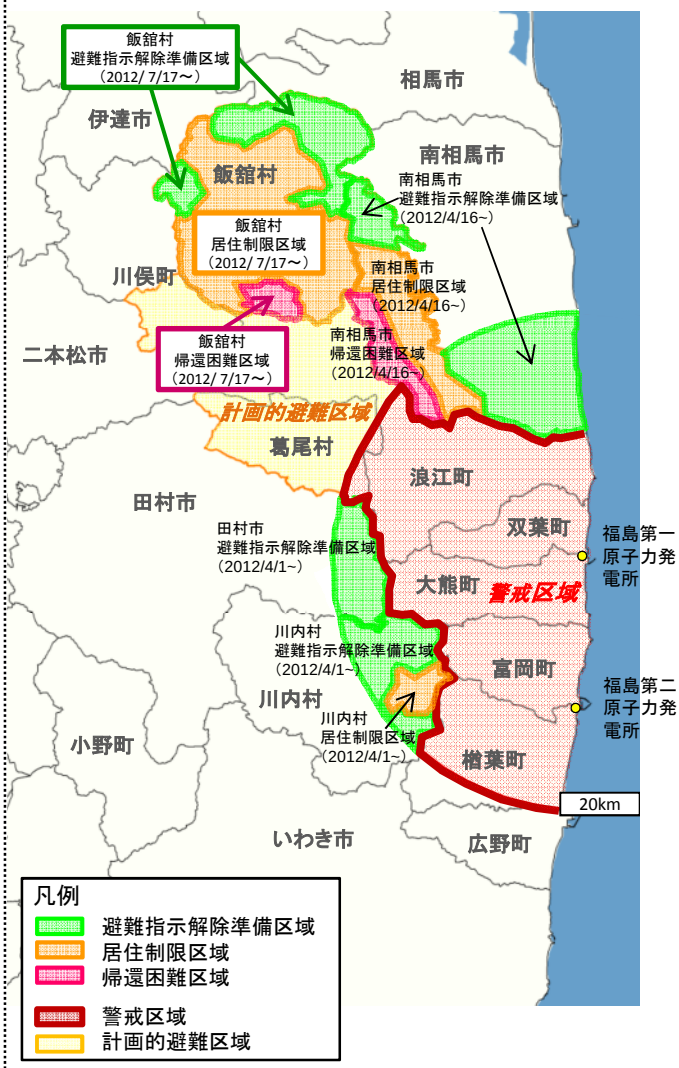

「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニュースレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。
ぜひご覧ください。http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html

発行　政府原子力被災者生活支援チーム